

相続税・贈与税 税制改正セミナーのご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

相続税の課税は昭和33年に改正以後、基礎控除・税率等を通じて軽減の歴史をたどってきました。特に、バブル期には、地価の急騰による相続税負担を軽減すべく基礎控除を引上げ、税率構造を緩和し、特例措置を拡充するなどの改正が行われてきました。

しかし、その後地価の下落が進む一方で、相続税の基礎控除などの引下げが行われなかったこともあり、近年は相続税の課税割合は約4.1%まで低下していました。

そこで、平成25年度の税制改正において、相続税の基礎控除を引下げ、税率構造の見直しを行うなど、**半世紀ぶりの増税**に至りました。それに伴い、贈与対策など**相続税増税を見据えた対策**が必要な時期となっております。

当事務所では、改正相続税法に基づき、実務に影響が大きいと思われる項目、その対策など、実務において役立つ情報をご提供できますように、セミナーを開催することに致しました。

セミナーへのご参加お待ちしております。

テーマ：

平成25年度の相続税・贈与税制改正

- ①相続入門
- ②相続税の主な改正点と対策
- ③贈与税の主な改正点と対策

日 時：平成25年10月2日(水) 14:00～16:00

会 場：鈴木恒夫税理士事務所 3F研修室
ひたちなか市市毛1253-3 tel:029-275-4333(担当：小林・中野)

講 師：鈴木恒夫税理士事務所 所長 鈴木恒夫

参加費：無料

定 員：20名 ※申込期限**9月30日(月)**までにお申込み下さい
お申込み頂いた方にはFAXにて会場案内をお送り致します

-----切り取らずにFAXして下さい-----

参加申込書

FAX：029-275-4500

貴社名：	ご参加者名：
ご住所：	電話：
	FAX：

ご記入頂きましたお客様の情報は、当社が開催するセミナー及び相談会・経営サポート提供などのご案内・情報提供にのみ使用致します。